

# 特定緊急輸送道路沿道建築物 補強設計 【手順の流れ】

## 【はじめに】

耐震診断は完了していますか？

補強設計助成を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 条例に基づく耐震診断を実施していること。
- ・ 診断の結果、 $I_s$ 値0.6未満の箇所があること。
- ・ 補強設計を行い、建物全体が $I_s$ 値0.6以上になる改修工事であること。
- ・ 補強設計に対して、第三者機関の「**《認定》**」を取得すること。（確認書だけでは不可）
- ・ 建築基準法上、現状に問題のある建築物の場合、是正工事を行うこと。

## 【《認定》を受ける第三者機関一覧】

補強計画の【**《認定》**】を受ける第三者機関は指定されています。

財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	一般財団法人日本建築センター
財団法人日本建築防災協会	株式会社都市居住評価センター
社団法人建築研究振興協会	株式会社確認サービス
一般社団法人東京都建築士事務所協会（TAAF）	アウェイ建築評価ネット株式会社
財団法人ベターリビング	ビューローベリタスジャパン株式会社
一般社団法人構造調査コンサルティング協会	ハウスプラス確認検査株式会社
日本ERI株式会社	公益社団法人 ロングライフビル推進協会
株式会社東京建築検査機構	日本建築検査協会株式会社
財団法人建築保全センター	株式会社グッドアイズ建築検査機構
社団法人日本建築構造技術者協会（JSCA）	株式会社建築構造センター
特定非営利活動法人耐震総合安全機構（JASO）	

## 【耐震改修促進法に基づく《認定》について】

改修を行う際、耐震改修促進法に基づく《認定》を取得することができます。  
認定を受けるためには**事前相談**が必要です。

### 認定と評定の違い

**認定**とは、耐震改修促進法第17条の規定に基づき、耐震改修の計画が地震に対する安全性について国土交通大臣が定める基準に適合することを所管行政庁が認めるものです。

**評定**とは、耐震診断、耐震改修（設計）に対する専門機関の第三者評価を示します。耐震改修助成を受ける場合は、認定を受けるかどうかに係らず全て評定が必要となります。評定を受けるには、別途費用がかかりますので第三者機関にお問い合わせください。

### 《認定》のメリット・・・

耐震改修によって増築等になる場合（壁の増設や壁芯、柱芯が変わり床面積が増える）、認定を取得することで建築基準法の確認済証とみなされ、建築基準法の制限の緩和や特例が適用されます。

### 《認定》の取得・・・

**事前相談**が必要です。耐震改修工事を検討する場合は、耐震化促進係（下記連絡先）又は、構造設備係（直通：03-5722-9647）までご相談ください。

## 【各種証明書の発行窓口について】

以下の窓口にて、各種証明書を取得できます。必要書類については、別紙「①申請について」をご参照ください。

■都税事務所：固定資産税の納税証明書・口座振替済確認書〔目黒都税事務所：総合庁舎3階 Tel.03-3715-1111〕

■東京法務局：建物全部事項証明書・法人全部事項証明書〔目黒証明書センター：総合庁舎1階 Tel.なし〕

※建物全部事項証明書は、地番または家屋番号がわからないと発行できません。

固定資産税課税明細書や、名寄帳などをご確認ください。

詳細のお問い合わせは、東京法務局渋谷出張所（渋谷区宇田川町1-10 Tel.03-3463-7671）まで。

↓ 裏面 Step1から、お手続きを進めてください。 ↓

# 補 強 設 計 手 続 き の 流 れ

<b>【2種類の助成金・補助金があります】</b>	○それぞれの金額は別紙「助成額一覧表」参照
	○両方申請することも、どちらか一方のみを申請することもできます。
①区助成分：国、都、区の補助金を取りまとめて、区から助成金が出ます。	
②国直接補助分：①とは別に、国から直接補助金が出ます。	

□：チェックしながら漏れのないように進めましょう。  
 △：必要に応じてお手続きください。

## Step 1

<b>仮受付準備</b>	□ 電話・窓口にて事前相談をする。
	□ 設計事務所へ見積りを依頼する。（契約はまだしない）
	△ 助成に条件がつく建築物の場合：是正工事について区担当と協議する。



【申請から補強設計完了までの期間が年度をまたぐ場合】  
 『全体設計承認』の申請が必要です。  
 承認に必要な期間は、通常の申請と同じです。

## Step 2

<b>申請</b>	□ 「①申請について」を確認のうえ、申請書及び添付書類一式を提出する。
-----------	-------------------------------------



## Step 3

<b>着手</b>	区から助成決定通知等が届く（国からの決定通知は後日届きます。） ※Step3以降の手続きに必要な書類を同封します。
	□ 設計事務所と契約する。
	<b>【契約日について】</b> 助成決定等には、申請から約1～2ヶ月かかります。 契約日は、必ず指定された日付以降としてください。
	□ 「②着手および完了について」を確認のうえ、着手届及び添付書類一式を提出する。
	□ 建築基準法に適合することの確認をする。 案作成時に建築指導係へ相談し、確認を受けてください。
	△ ≪認定≫または《確認申請》が必要な場合は、着手の段階で区に相談をする。
△ <b>【変更が生じた場合】至急担当へ連絡する。</b> 助成金額の変更：変更申請書の提出→変更承認後、契約の変更 その他の変更：変更届の提出	



## Step 4

<b>完了報告</b>	□ 補強設計完了後、第三者機関の評定を受ける。
	□ 設計者へ費用を支払う。 ※助成金の出来高払いはできません。
	●全額立替払い（所有者は費用全額を設計者へ支払う。助成金等は所有者へ振り込まれる） ●受領委任払い（所有者は自己負担分のみ設計者へ支払う。助成金等は設計者へ振り込まれる）
	□ 「②着手および完了について」を確認のうえ、完了届及び添付書類一式を提出する。 ※ 助成金は、書類が受理されてから約1～2ヶ月で振込まれます。

＜連絡先＞ 建築課耐震化促進係（直通）：03-5722-9490